

平成29年3月教育委員会定例会 会議録

平成29年(2017)3月28日(火)午後2時、出雲市教育委員会定例会を市民応接室に招集した。

1. 会議に出席した委員

教 育 委 員 長	本 田 恵 子
教育委員(委員長職務代理)	松 浦 剛 司
教 育 委 員 長	下 手 泰 子
教 育 委 員 長	小 豆 澤 貴 洋
教 育 長	槇 野 信 幸

2. 説明のため会議に出席した者

教 育 部 長	杉 谷 学
教育部次長(教育政策課長)	小 山 裕 美
教育部次長(学校教育課長)	安 井 孝 治
児童生徒支援課長	竹 田 博 司
教育施設課長	金 山 隆 司
学校給食課長	木 代 治 明
出雲科学館館長	山 本 利 仁
保育幼稚園課長	坂 本 伸 協
学校教育課主任査	佐 藤 協 俊
児童生徒支援課課長補佐	松 井 博 之
文化スポーツ課係長	大 梶 英 俊

3. 会議の書記

教 育 政 策 課 主 査	和 田 貢
---------------	-------

4. 傍聴者

3人

開会

(本田委員長) 只今から、平成29年3月出雲市教育委員会定例会を開会します。本日の会議はお手元に配付しております日程のとおり行います。

1. 会議録の承認

(本田委員長) それでは会議録の承認に入ります。2月定例会の会議録について、何か意見がありましたでしょうか。

(各教育委員) ありません。

(本田委員長) 特に意見等ありませんので、2月定例会の会議録については承認といたします。

2. 教育長行政報告

(本田委員長) 次に、行政報告について、楨野教育長に報告願います。

(楨野教育長) (以下、報告項目のみ掲載)

(1) 前回以降の動向

- H29.2.23 市議会一般質問 ~2.27
- H29.3.1 教職員人事異動転居等内示
- H29.3.2 市議会文教厚生常任委員会
- H29.3.3 校長の会議
- H29.3.5 公募展表彰式
- H29.3.7 市議会予算特別委員会 ~3.10
- H29.3.15 市議会最終日
- H29.3.15 教職員人事異動内示
- H29.3.26 田儀小学校閉校式
- H29.3.28 定例教育委員の会議

(2) 今後の予定

- H29.3.29 原子力発電所環境安全対策協議会
- H29.3.31 教職員辞令交付式
- H29.4.2 市長選・市議選告示
- H29.4.3 採用・昇任・異動管理職辞令交付式
- H29.4.4 正副事務グループ長委嘱式

- H29.4.9 市長選・市議選投票日
- H29.4.10 多伎小開始式
- H29.4.13 人権・同和教育推進員合同会議
- H29.4.14 校長の会議
- H29.4.18 国・市学力調査～4.19
- H29.4.20 園長の会議
- H29.4.20 転入・新任管理職教育施策説明会
- H29.4.25 定例教育委員の会議

(本田委員長) 只今の教育長の行政報告について、質問等はありますか。

(各教育委員) なし。

3. 議事

(本田委員長) それでは、議事にはいります。「議第35号 出雲市教育委員会基本規則の一部を改正する規則」から「議第43号 出雲市教育委員会危機管理幹設置規程の一部を改正する規程」まで、教育政策課主管の規則等の改正について、一括して 教育部 小山次長 に説明願います。

(小山次長) 資料に基づき説明。

(本田委員長) 只今の、議第35号から議第43号までについて、何か質疑等はありますか。

(本田委員長) 社会教育係は、何人になりますか。

(楨野教育長) 3人です。

(下手委員) 危機管理幹について改正がありますが、危機管理というのは、主にどういうところの危機管理になりますか。

(小山次長) 教育委員会の所管するところで、学校の関係であったり施設の関係であったり、災害対応であったり、あるいは事故の対応であったり、そういうものを今まで、教育部次長兼教育政策課長として情報収集や対応をしています。

(下手委員) わかりました。

(本田委員長) ほかにないようですので、議第35号から議第43号までを、承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(本田委員長) ご異議ありませんので、議第35号から議第43号までを承認します。

(本田委員長) 次に、「議第44号 出雲市立小・中学校等の教職員の服務規則の一部を改正する規則」から「議第47号 出雲市立小学校及び中学校の通学区域に関する取扱要綱の一部を改正する要綱」まで、学校教育課主管の規則等の改正について、一括して 教育部 安井次長 に説明願います。

(安井次長) 資料に基づき説明。

(本田委員長) 只今の、議第44号から議第47号までについて、何か質疑等はありますか。

(小豆澤委員) 議第45号の改正の要旨のところですが、「通常の教育課程内で行われている『日本語の能力に応じた指導』を、対象児童生徒の日本語能力等に応じて編成した『特別の教育課程』によって行えることとし、」とありますが、具体的にもっと分かりやすく、これまでどうだったのが、今後どのようにできるようになるのか教えていただけると理解しやすいのですが。

(安井次長) 内容的に、今やっていることと大きくは変わりませんが、日本語の能力というのが、最初ぜんぜんしゃべることができないところから、だんだん生活用語がしゃべられたり、今度は学習で使う言葉が理解できるようになって、そのうちクラスに入つて学習ができ、最後には日本語ですべての授業が受けられるという、1から6までのステージがありまして、その段階が個々の日本語の能力ということになります。今も現場の教員が、この子はここまでできたから、次はこういったことをしましょうということをしていますが、特別の教育課程をしっかりと制度化することによって、能力を把握した個別の指導計画というのを、統一した書式で持てるということがあります。今は個々に、担当教員が似たようなものをメモしたり、書類を作ったりしていますが、市として教育課程を設定することで、一つのちゃんとした様式ができる、例えば教員が替わってもその子のレベルがわかるというメリットがあります。ですから厳密に大きく今のやり方が変わるものではないです。今回の制度化によって、後々引き継いでいく子どもたちの教育の継続性が担保できるようになります。

(小豆澤委員) 個別ケースを対象として、その方を見ている先生の個々の判断に委ねられていた部分が、共通の認識とするための仕組みを作ったという位置づけでよろしいで

すか。

(安井次長) そうですね。共通の認識の仕組みで、なつかつ共通の様式に記録していくということになります。

(小豆澤委員) これが特別支援を必要とする子どもたちに、共通の事案として出ていたので、何か大きな制度上の変化というよりは、情報共有であったり、その子たちの能力に合わせたプログラムは何かといったことが、一つの仕組みの中に整えられて、それによって情報共有と伝達ができるというような考え方ですね。

(安井次長) そこが一番のメリットだと思います。

(本田委員長) 先ほど改正があった介護休暇とか、深夜勤務又は時間外勤務の制限の請求手続きのような改正は、出雲市と他の市町村と、それから最低限このようにしなさいという法律は、横並びで一緒なのか、あるいは出雲市が法律よりいいのか、あるいはほかの市町村と比べてどうなのか、わかりますか。

(安井次長) 基本の法律が改正されて、どこの自治体も条例改正をすれば適用になります。あとはいつやるか、やらないかということですが、出雲市もやっています。県教委が昨年の12月末に改正をしました。ということで、この4月から同じ制度になります。

(本田委員長) 島根県と横並びですね。

(安井次長) 他の自治体は、条例あるいは教育委員会規則を改正すればできます。どこもやると思います。

(本田委員長) ほかにありませんか。ないようですので、議第44号から議第47号までを、承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(本田委員長) ご異議ありませんので、議第44号から議第47号までを承認します。

(本田委員長) 次に、「議第48号 出雲市特別支援教育補助者設置要綱の一部を改正する要綱」から「議第50号 出雲市通級指導実施要綱の一部を改正する要綱」まで、児童生徒支援課主管の要綱の改正について、一括して 児童生徒支援課 竹田課長 に説明願います。

(竹田課長) 資料に基づき説明。

(本田委員長) 只今の、議第48号から議第50号までについて、何か質疑等はありますか。

(本田委員長) 有償ボランティアだったら700円、それが有償ボランティアでなくなったから、少しアップすることになりますか。

(竹田課長) そうです。最低賃金を超える額になります。

(本田委員長) ほかにありませんか。ないようですので、議第48号から議第50号までを、承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(本田委員長) ご異議ありませんので、議第48号から議第50号までを承認します。

(本田委員長) 次に、「議第51号 学校医等の解嘱及び委嘱について」を、教育部 小山次長 に説明願います。

(小山次長) 資料に基づき説明。

(本田委員長) 只今の、議第51号について、何か質疑等はありませんか。

(各教育委員) なし。

(本田委員長) 特に質疑等がないようですので、議第51号について、承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(本田委員長) ご異議ありませんので、議第51号については承認します。

(本田委員長) 次に、「議第52号 平成29年度嘱託幼稚園長等の任用について」を、教育部 小山次長 に説明願います。

(小山次長) 資料に基づき説明。

(本田委員長) 只今の、議第52号について、何か質疑等はありませんか。

(松浦委員) 嘱託の園長先生の幼稚園は、この幼稚園は嘱託でやりますと決められているのですか。

(坂本課長) 必ずしも、そういうことではありません。

(松浦委員) わかりました。

(本田委員長) ほかにありませんか。特に質疑等がないようですので、議第52号について、承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(本田委員長) ご異議ありませんので、議第52号については承認します。

(本田委員長) 次に、「議第53号 出雲市いじめ問題対策委員会委員の解任及び委嘱について」を、児童生徒支援課 竹田課長 に説明願います。

(竹田課長) 資料に基づき説明。

(本田委員長) 只今の、議第53号について、何か質疑等はありませんか。

(各教育委員) なし。

(本田委員長) 特に質疑等がないようですので、議第53号について、承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(本田委員長) ご異議ありませんので、議第53号については承認します。

(本田委員長) 次に、「議第54号 平成29・30年度 出雲市スポーツ推進委員の委嘱について」を、文化スポーツ課 大槻係長 に説明願います。

(大槻係長) 資料に基づき説明。

(本田委員長) 只今の、議第54号について、何か質疑等はありませんか。

(松浦委員) これは、以前から教育委員会で承認したりしていましたか。文化スポーツ課は教育委員会管轄ではないですよね。

(杉谷部長) これは補助執行している社会教育の中の、社会体育部分ですから、もともと教育委員会の事務ということです。

(松浦委員) わかりました。

(下手委員) 最近、地域のスポーツが縮小してきているような感じを受けています。今ほどれぐらいのところに派遣されたり、出雲市でどのぐらい団体があるか分かりますか。

(大槻係長) 詳細の団体につきましては、把握していませんが、主に体育協会としましては、競技団体が44団体あります。さらに各地域、出雲、平田、佐田、多伎、湖陵、大社、斐川、それぞれの地域に種目の団体があります。体育協会もそういう団体とこのスポーツ推進委員とで、地域のスポーツ振興を担っていただいているという状況です。

(下手委員) 活発に出られたりしておられますか。

(大槻係長) そうですね。4月には出雲ドームでニュースポーツのPR広場というのを設けまして、そこで今年度広めたいニュースポーツですか、そういうものを皆さんに体験していただくような企画をしたり、それから各地域での要望に応じて、スポーツ推進委員が指導していかれるというようなことで、ニュースポーツや生涯スポーツについて普及しているところです。

(下手委員) わかりました。

(本田委員長) ほかにありませんか。ないようですので、議第54号について、承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(本田委員長) ご異議ありませんので、議第54号については承認します。

(本田委員長) 次に、「議第55号 地域学校運営理事会を設置する学校として指定する学校について」と、「議第56号 出雲市立学校における地域学校運営理事会理事の辞任及び任命について」を、一括して、教育部 小山次長 に説明願います。

(小山次長) 資料に基づき説明。

(本田委員長) 只今の、議第55号及び議第56号について、何か質疑等はありませんか。

(各教育委員) なし。

(本田委員長) 特に質疑等がないようですので、議第55号及び議第56号について、承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(本田委員長) ご異議ありませんので、議第55号及び議第56号については承認します。

(本田委員長) 次に、「議第57号 出雲市市立幼稚園における幼稚園運営協議会委員の辞任及び任命について」を、保育幼稚園課 坂本課長 に説明願います。

(坂本課長) 資料に基づき説明。

(本田委員長) 只今の、議第57号について、何か質疑等はありませんか。

(小豆澤委員) だいたい辞任と任命がセットのような形ですが、辞任だけのところはどうなっているんですか。

(坂本課長) 今、なかなか決まっておりませんで、委員は10名以内となっておりますので、決まり次第に任命したいと考えております。

(小豆澤委員) わかりました。

(本田委員長) 先ほどの小中学校の運営理事会は、辞任と任命が3月31日と4月1日ですが、幼稚園はなぜ、3月28日と3月29日でしょうか。

(坂本課長) これまでの辞任と任命につきましては、教育委員会で承認を得た日とさせていただいていた関係で、今回もそういうことにしております。

(本田委員長) わかりました。

(本田委員長) ほかにありませんか。ないようですので、議第57号について、承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(本田委員長) ご異議ありませんので、議第57号については承認します。

4. 報告

(本田委員長) 次に、報告事項に入ります。報告（1）「平成29年度小中学校児童生徒・学級数見込みについて」を、教育部 安井次長に説明願います。

(安井次長) 資料に基づき説明。

(本田委員長) 只今の、報告（1）について、何か質問等はありませんか。

(各教育委員) なし。

5. その他

(本田委員長) 次に、「その他」に入ります。 教育委員会の後援・共催事業について、教育部 小山次長 に説明をお願いします。

(小山次長) 資料に基づき説明。

(本田委員長) 只今の報告について、質問等はありませんか。

(各教育委員) なし。

(本田委員長) その他、委員の皆さん、あるいは事務局の方で、何かございますか。

(下手委員) 私の知り合いの中学校に通うお子さんが、4月からご家族で市外に引っ越されます。それは中学校で、保護者の方と先生のトラブルというか、うまくいかなくなつたわけですが、結局閉鎖的なところで向き合って話されるから、抜き差しならぬような険悪な状態になってしまって、もちろんその子どもさんがいろいろ問題を起こしたこと也有ったので、子どももリストカットの真似事みたいなことをしたりしています。保護者と学校がこういうことになったときに、第三者的な目で間に入ってくださいれば、そんなに険悪になつたりしないと思います。私に相談されても、誰にそのことを言っていいのかわからないですし、ましてや保護者の方はなおさらです。そういうときに、教育委員会はどのような対応をなさっているのか、お伺いしたいと思います。

(竹田課長) 保護者の方から教育委員会に電話があつたり、実際に窓口に来られて相談というケースも結構ありますし、学校ともいい関係ができなくて話し合いが続かないというときには、だいたい教育委員会に来られます。そこで子どもに関する事でありますから児童生徒支援課、あるいは中身によっては、教員の指導の関係もあると学校教育課と連携して、話を聞かせてもらいます。その後、学校からも話を聞いて、そして学校

に対して保護者さんがこういう思い考えであると伝えたり、いずれにしても子どもが困っている状況があれば、間に入ってそれを解消していくようにしています。これまでもずっと関わってきたケースもありますし、中にはだんだん関係が良くなっていくケースもあります。

(下手委員) そうですか。そのようにうまくいけば良かったですが、出雲市にいられないうやになってしまったのはとても残念です。これはこれとして、今後はよろしくお願ひします。

(本田委員長) 県に、相談するところはなかったでしょうか。教育センターでしょうか。

(下手委員) 子どもが電話をかけられるところがあって、そこにはかけたりしていたみたいです。

(本田委員長) 親さんがかけるところがあると思いますが。

(竹田課長) いじめの関係などですね。そういうのは、専用のダイヤルがあります。

(下手委員) いじめではないですけれど、先生との関係はどうなるんでしょうか。その方が結構、むずかしいと思います。

(小豆澤委員) 子どもと先生の関係ですか。先生と親さんですか。

(下手委員) 両方です。

(小豆澤委員) 客観的に聞いていて思ったのは、仮に自分が親さんの立場だったら、教育委員会というのもどちらかというと先生の味方と思ってしまって、相談するに値する場所かなと、若干心配してしまいます。

(下手委員) 学校側も、教育委員会と連携してやっていますとか、相談しながらやっていますと言われるみたいで、言いにくいところもあったみたいです。なので今回の親御さんは、たぶん言っておられないと思います。

(楨野教育長) 電話や、あるいは直接来られて教育委員会に相談があれば、中立的な立場で話を整理していくことになると思います。決して学校寄りでもありませんし、まずは相談に来られたり電話をされた方の、訴えられている点をしっかりと聞くこと、これは当たり前のことだと思いますが、できるだけそういったお話があれば、訴えてこられた保護者の気持ちに寄り添うような対応を、というのが出発点だと思います。どうすればご希望に答えてあげられるか、というところから始めるのが行政としての出発点だと思います。そこが一番大事です。もう一つは相手、この場合は学校ですね、学校側の話も

聞いてみないと、事実関係がよく分かりませんので、両方聞いた上で、誤解があれば誤解を解くように、両方にしっかりと話をする。それから学校、あるいは教員の方に、もう少しこういうふうにしてくださいということがあれば、そういう働きかけを学校や教員にしていくというのが通常のやり方だと思います。

(小豆澤委員) 今のお話の中で、通う児童の親たちが、ここを中立的な機関として見られるかどうかというの、また別問題ですよね。

(楳野教育長) 分かりにくいところではあるでしょうけれど、私たちとしては特にどちらということではなくて、中立的な立場で、できるだけ客観的に捉えて善処するということだと思います。特に、学校を守るということにもなりませんでしょし、一方的な話の聞き方もできません。

(下手委員) 中立的な立場というか、人権擁護委員会の方に言われたみたいで、受理されましたという話をしておられました。そういうことも、これまでありましたか。

(楳野教育長) それは、聞いていないです。

(下手委員) わかりました。ありがとうございました。

(本田委員長) 早めに、教育委員会に相談をかけられたら良かったと思います。

(下手委員) 去年の夏ごろに、成相前教育委員長さんが何度も学校に足を運ばれたケースだったので、ある程度教育委員会も知っておられた内容だったと思います。

(竹田課長) 成相前教育委員長さんから、その相談があったことはありました。その後の話までは、ちょっと聞いていないですね。

(下手委員) 1年半も険悪な感じなので、もう修復はとても。

(本田委員長) 問題によっては、解決したケースもあると思います。私も相談を受けたことがありまして、担任の先生と相性が悪くて、校長先生のところに行かれたら校長先生がまるで相手にされなくて、校長先生の応対も悪いと怒っておられました。教育委員会か県の方を、相談されたらどうですかと紹介したことがあって、結局、解決して、担任も学年が変わる時に替わって、子どもさんも学校に行きやすくなつて、良かったと思ったケースもあります。

(本田委員長) ほかにありませんか。

(各教育委員) なし。

6. 次期教育委員会の開催時期

(本田委員長) 次期教育委員会の日程ですが、4月25日（火）の、午後2時から、会場は庁議室で開催いたします。それでは、以上をもちまして、教育委員会3月定例会を閉会します。

(15:15) 定例教育委員会閉会